

第23回生産物分類策定研究会 議事概要

1 日 時 令和元年10月11日（金）10：00～12：00

2 場 所 総務省第二庁舎 6階特別会議室

3 出席者

（構成員）宮川座長、菅構成員、牧野構成員、居城構成員

（審議協力者）中村審議協力者

（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、財務省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省、国土交通省

4 議 題

1 個別分野の検討について

○ A 農業、林業、B 漁業

5 概 要

事務局から、資料に基づき、「A 農業、林業」及び「B 漁業」に係る生産物分類の分類原案について説明があった。

主な意見等は以下のとおり。

（農産物と農産物加工品の境界について）

○ 工業統計における製造品の定義を参照することは妥当であるが、主業の格付けにより異なる産業の生産物に含まれてしまう可能性がないか。例えば、半導体製造を行う工場においてその一部を野菜工場に転換した場合に農産物が工業統計において紛れてしまう可能性はないか。

→ 現状において工業製品に紛れることはなく、「その他の収入」などとして把握される。

→ 農産物と農産物加工品のボーダー上にある生産物に関しては統計の調査実施者やユーザーに伝わるように留意する必要がある。

（米の詳細分類の区分について）

○ NAPCS ではテキーラの原料となる「リュウゼツラン」の品目を設定し、CPA では生食用の「テーブルグレープ」と醸造用の「その他のブドウ」を区分するなど酒の原料となる植物を区分している。そのため酒造用米も詳細分類の「その他の米」から独立させて区分すべきではないか。

→ 酒造用米を区分するか否かは、関係省庁や関係団体に対して区分可能性を確認した上で検討を行う。

○ NAPCS は農産物を食用と非食用に区分しているように、米のほかにも、例えば工芸農

作物なども食用と非食用に区分すべきではないか。

→ 原案でも、綿花、サイレージ用作物、種苗などの非食用の生産物は食用と区分しているが、さらに区分できるものがあるか区分可能性を確認する。

(果実的野菜について)

- メロン、すいか、いちごを野菜とする扱いは野菜と果樹という生産技術の違いに着目したもののだが、用途で考えれば果実とするべきではないか。
- 統計調査において野菜・果物どちらにも含める場合にも対応できるように「果実的野菜」という統合分類を設定するべきではないか。
 - ユーザーが統計の目的に応じてどちらにも利用可能な分類が望ましい。
 - 新たに「果実的野菜」という統合分類を設定する方向で検討したい。

(動植物の育成成長について)

- 育成成長分のすべてが仕掛品在庫になるわけではないので注意されたい(養殖魚の育成成長は仕掛品扱いになり、果樹や乳牛の育成成長については、設備投資に該当する)。いずれにせよ、このような育成成長は取引が発生せず、統計調査の対象ともならないため、分類の設定は不要であると考える。
 - サービス分野において設定したソフトウェアのオリジナルも、実際の取引は発生せず、統計調査の対象となるものではない。一方で、CPA及びCPCではソフトウェアのオリジナルは設定されているが、動植物の育成成長は設定されていないため、当面の整理としては国際分類と同様の取り扱いとする。

(農業サービスについて)

- 産業連関表では、農業サービスを細かく分けた方がその産出先が特定できるため推計上詳細に区分されていた方がよいのではないか。
 - 例えば、土地改良区と共同利用施設でサービスを購入する事業者が異なるのであれば、区分する意味はある。産業連関表の推計上区分する必要があるか否かについて再度確認が必要である。

(農業、林業、漁業における詳細分類の設定の考え方について)

- 欧州のCPAではカタツムリが重要な生産物として設定されているように、日本において魚は重要な生産物であると考えられる。品目の重要度は国や地域によって異なるので、国際分類の粒度にこだわって分類数を抑制する必要はないのではないか。区分できるのであれば、飼料用・かまぼこ用など用途で区分できるとよい。
- 金額で基準を設けると、生産額の増減による影響を受けるため、数量を基準とすることも考えられる。数量であれば変動が小さい可能性がある。他の統計分類において金額を分

類項目の設定基準として採用している例はあるか。

→ JSIC では直近上位分類の1割以上という量的基準を設けている。一方このような整理については、農林水産業などで詳細な分類となる一方、近年成長著しいサービス業などで粗い分類になってしまうといった問題もあるため、生産物分類としては、金額だけでなく、用途や産出先の違いによりさらに区分できる余地がないか検討すべきである。

→ 農業生産所得統計等の原案策定の基本とした統計の品目を参考に、再度検討を行う。国際分類との比較可能性も担保した上で、各所にご相談しながら検討したい。

- 針葉樹にも建材以外の用途はないのか。例えば、パルプに使われる樹種などを区分できないか。
 - 樹種に用途の違いがあるのか、区分可能性があるのかについて、さらに確認する。
- もう一つの視点として、SUTの両面、すなわち供給表に加えて、使用表の推計を行う上で、分類を細かく分けることが必要かつ可能か否かを考慮すべきと考える。
 - 使用表推計の基礎資料の一つとなる投入調査では、例えばレストランなどの投入額は原材料別ではなく「食材費」などの大括りな単位でなければ把握できないというのが実情である。

(天然きのこと栽培きのこ、魚介類の天然と養殖の扱いについて)

- 養殖の魚は遺伝子操作などの技術により、天然のものと大きく違う品質の魚が作られる場合もあることから、漁業分野については天然と養殖は分けるべきである。
- 魚介類に関しては、SNAの環境に関するサテライト勘定では天然と養殖で環境負荷の違いがあると考えられ、また、養殖のシェアも大きいことから、天然と養殖で分けた方がよい。
 - 魚介類に関しては、品質の違いや環境サテライト勘定などにおける利用目的などに照らして、天然と養殖で別の項目を設定する方向とする。また、この考え方を踏まえれば、きのこについても同様に天然と栽培を区分する方向で再検討する必要がある。この方向性で、原案を作り直し、全体のバランスに鑑みて必要に応じて調整するということとしたい。

(ジビエとして利用される狩猟された動物の扱いについて)

- CPAでは「畜産物」ではなく「動物」という用語が用いられており、「動物」という用語で定義すれば、山で狩猟されジビエとして利用されるイノシシやシカも含めることができる。一方で、産業分類では、畜産物は農業であり、狩猟されたものは林業となるが、原案は産業分類の考え方に引きずられ過ぎているような印象を受ける。
 - 原案における「他に分類されないその他の動物及び畜産物」には狩猟されたイノシシやシカもすべて入るようだが、ジビエを区分とした場合、原案において食用と非食用が未区分であるのは問題とも言える。一方で、ジビエ用とそれ以外を区分することが

可能かという問題もあるので、区分可能性を確認した上で検討することとする。

(海面漁業及び内水面漁業における生産物の扱いについて)

- 一般的な漁業統計では、海面漁業及び内水面漁業を区分し、国際分類でも海水魚と淡水魚を区分している。一方で、原案では海面と内水面の区分を行っていないが妥当か。
 - 海面及び内水面に関しては、あくまで産業分類における問題であり、魚種をより詳細に設定し産業分類によって組み替えれば海面・内水面の別による集計も可能となるため、生産物分類では区分する必要はないと思われる。

(項目名称について)

- 漁業の項目名で、「生きている、生鮮又は冷蔵」という記載があるが、「生きている」という書き方に違和感があるため、ほかの適切な表現がないか検討が必要かと思われる。

(以上)